

令和 2年 5月25日

保護者の皆様へ

社会福祉法人長幼会
理事長 水野 恭一

緊急事態宣言解除後の対応について

保護者の皆さまには新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う登園自粛にご協力をいただきありがとうございます。皆様にご協力いただいたことが、お子さまの安全を守り、職員も安心してお子さまをお預かりできることにつながっていると考えております。

さて、5月22日現在、神奈川県は緊急事態宣言について、神奈川県は引き続き指定区域となっておりますが、5月25日をもって、神奈川県の指定が解除される可能性が示唆されています。

これに伴い横浜市、川崎市より緊急事態宣言解除後の保育所の対応について、別紙のとおり保護者の皆様へのお知らせが届いておりますのでご一読のうえ、新型コロナウイルスの感染拡大の防止、および適切な保育の実施のため、保護者の皆さまお一人おひとりのご協力をお願いいたします。

法人・園としてはこれまでどおり、子供、保護者、そして職員の健康と命を守り、園の機能維持を図りながら保育運営を進めていきたいと思っております。

【横浜市・川崎市における登園自粛要請期間の延長について】の考え方

今後、緊急事態宣言が解除された場合においても、引き続き感染予防対策を講じる上では、保育の性質上、いわゆる「3密（密閉・密集・密接）」を回避することが困難であることから、段階的に通常の登園状況に戻していくことが、重要と考えています。

☆引き続き当面の間（令和2年6月30日まで）、家庭での保育が可能な場合においては、保護者の皆様に登園の自粛を要請することとします。